

総基料第30号
平成31年3月5日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 福造 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康

接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針の改定について
(平成30年2月26日総基料第32号関連)

標記について、貴社宛て「接続料と利用者料金との関係について」(平成30年9月4日総基料第191号)において、「別紙の指針に基づき、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないことを検証することとされたい。」としたが、今般、当該別紙を本文書の別紙のとおり改定し、本日より適用することとしたので通知する。

以上

接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針

平成30年2月

(平成31年3月最終改定)

総務省

1. 目的等

本指針は、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じ第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第14条の2の規定による接続料の水準の調整その他の必要な対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

2. 用語の意義

本指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
- (2) 接続料 電気通信設備との接続に関し事業者が取得すべき金額
- (3) 認可接続料 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき認可を受けべき接続料(同条第7項の規定により届け出られるべきものを含む。)
- (4) 他事業者接続料 電気通信設備との接続に関し事業者が他の電気通信事業者に支払う金額
- (5) 利用者料金 事業者がその設置する第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金

その他、本指針で用いる用語の意義は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)、第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)及び第一種指定電気通信設備接続料規則で用いる用語の例による。

3. 検証の実施方法

- (1) 検証時期

事業者は、電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請(以下「認可申請」という。)に際し、本指針に基づき検証を行うものとする。ただし、(2)の検証対象に係る接続料、他事業者接続料及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。

(2) 検証対象

本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。

- ① 加入電話・ISDN基本料
- ② 加入電話・ISDN通話料
- ③ フレッツADSL
- ④ フレッツ光ネクスト
- ⑤ フレッツ光ライト
- ⑥ ひかり電話
- ⑦ ビジネスイーサワイド
- ⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー

(第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)

(3) 検証方法

検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。)の総額に当該サービスの提供のために事業者が支払う他事業者接続料(※2)の総額を加えたもの(以下「接続料等総額」という。)を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※3)。利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。

※1: 当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。また、認可接続料が設定されていない機能について接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を負担すべき場合には、当該料金を含む。

※2: 検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額(単価)等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。また、他事業者接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を支払う場合には、当

該料金を含むものとする。

※3: (2)⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証する。

4. 結果の公表等

事業者は、検証の実施結果をその具体的な算出方法と併せて総務省に報告する。また、事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表する。

5. 利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い

(1) 3. (3)の検証の結果、利用者料金による収入と接続料等総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合(※4)には、事業者は、次のいずれかの措置を講ずる。

※4: 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回った場合

① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともにその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。

② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と接続料等総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況(※5)が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

※5: 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回る状況

(2) 総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正に向けた措置を講ずるものとする。

6. その他

- (1) 総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者(必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者)に対し関係するデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。
- (2) 検証のための具体的な算出方法は、その適正性の確保のため必要な範囲内において、前回の検証における方法から変更することができる。事業者は、具体的な算出方法を変更したときは、「4. 結果の公表等」により、当該変更の内容及び理由を報告し、非公表とする正当な理由がある部分を除きこれを公表するものとする。
- (3) 検証対象の範囲については、本指針の策定の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。
- (4) 「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成24年7月)は、廃止する。
- (5) 3.(2)②(加入電話・ISDN通話料)については、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)附則第4条の規定が効力を有する間(附則第2条の規定により附則第4条の通知を行うことができる期間を含む。)は、本指針を適用しない。

(以上)